

NISAの税制の優遇措置

購入

- ・ 所得税・住民税・社会保険料控除後の手取額からの購入

運用

- ・ 運用益非課税

移し替え他

- ・ 株価下落損失は移管時に切り捨てられ、移管時の時価が新規取得価格となる

DC(企業型)の税制の優遇措置



掛金積立

- ・ 所得税が非課税
- ・ 住民税が非課税
- ・ 社会保険料の対象外

運用

- ・ 運用益非課税

受給

- ・ 一時金は退職所得扱
- ・ 年金は公的年金等控除の対象